

| 勧告・提言 | 指摘・コメント |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勧告2 | <p>自己評価書の書き方次第で、イニシャルミッションで指摘されたことと、規制委員会の対応が噛み合っていないとの印象を与えかねないので、モニタリングサービス提供者に規制側が要件を課すことを求める勧告に直接的に対応せず、許認可取得者を介した規制とする理由を追記する必要がある。何故、対応状況に記載した方法で良いのかということを手紙で主張できるようにしない限り、フォローアップミッションでは、単に要求した内容に対応していないとの評価を受けることにも成り得る。</p> <p>勧告内容(モニタリングサービス提供者の直接規制)に合致した対応を採らないのであれば、その旨を先ず明確に記載すべき。また、対応の適正を示すために、モニタリングサービス提供者を直接規制することがふさわしくない理由、あるいは、許認可取得者を介した規制でも勧告で求める内容と同等以上の効果があることを示す必要がある。</p> |
| 勧告4 | ③は、情報収集を強化することが勧告されているので、(単に取組を記載するのではなく)強化したポイントを記載すべき。 |
| 勧告4 勧告6 提言4 | 期限が明記できないからという理由で未了となっている。判断の問題だが、書きぶりを考えられないか。 |
| 行動計画1 | 国際ピアレビューへの貢献は、まだ十分ではないと考えるが、良い方向に向かっているということで完了としている。完了としたものでも今後とも継続して行うべきものがある。 |
| 勧告5 行動計画3 行動計画4 | 人材育成に関するところで、完了となっているが、行政事業レビューで改善の指摘があり、そういったことを書き加えても良いのでは。 |
| 勧告5 | 職員の確保に関し、これまで継続して実施されている原子力規制人材育成事業の取組が記載されていないため、記載した方が良いのではないか。 |
| 提言2 | ①から⑦の個別の要素の記載は、並列ではなく、これらのうち、いくつかの要素を行うことで魅力を向上し、人材の維持・確保に繋げることを意図しているため、原文を再度考慮の上、記載内容を検討するように。 |
| 勧告8 | <p>防護基準検討チームの議論が引用されているが、この勧告の対応の中で、中深度処分や浅地中処分への対応を記載する必要はないため内容を精査すること。</p> <p>勧告にシンプルに応えるように記載すべき。</p> |
| 行動計画8 | 我が国では公衆限度の1mSv/年など、一定の基準を超えるか否かを、周辺環境への影響や被ばく影響といった用語で表現するが、このまま英訳をすると、誤解を招く恐れがあるので注意してほしい。 |
| 行動計画12 | PRAにより検討する、というのは間違いでないがもう少し丁寧に記載するように。英文も確認したい。 |
| 行動計画15 | 過去の原子力規制委員会で議論がされたとおり、「性能規定化」という用語はふさわしくなく、「要求の明確化」という記載が適切であるため本資料にも反映するように。 |
| 全体 | 修正した内容を各委員に確認し、9月の炉安審燃安審に諮る。その上で委員会決定し、英文も適宜確認を受けながら進めるように。 |